

顕著な普遍的価値とは何か

杉山卓史¹⁾

所属 1) 筑波大学 芸術系

1 はじめに

世界遺産とは何か。この問いに一言で答えるならば、それは「顕著な普遍的価値(Outstanding Universal Value、OUV)」を有するものである、ということになる。世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)は、第1条において文化遺産(記念工作物、建造物群、遺跡)を、第2条において自然遺産を、それぞれ定義しているが、そのいずれにおいても「顕著な普遍的価値を有するもの」という規定が含まれている。また、第11条2では「世界遺産委員会は……顕著な普遍的価値を有すると認められるものの一覧表を『世界遺産一覧表』の表題の下に作成し、最新のものとして公表する」とされている。これらをはじめとして、条約全体では OUV という句は計 13 回登場する。すなわち、世界遺産とは OUV を有するものにほかならず、世界遺産になる＝「世界遺産一覧表」に登録されるためには、OUV を有する(ことが証明される)のでなければならない。

ただし、世界遺産条約は OUV とは何かを具体的に定義していない。世界遺産一覧表への実際の推薦・登録に際して OUV の有無を判定するのに用いられるのは、世界遺産条約履行のための作業指針(Operational Guidelines、以下「作業指針」)¹第77段が定める10(文化6+自然4)の基準であり、この内の一つ以上を満たせば OUV を有すると認められる(したがって世界遺産になれる)。

この OUV という概念が、世界遺産条約が誕生してから半世紀になる今日、揺れている。それは当然、世界遺産の保護制度そのものの危機に直結する。そしてその危機は、現代社会が直面する問題を反映している。その意味で、OUV を核概念とする世界遺産は現代社会の鏡ということが出来る。このことを、本稿では論じたい。

2 「顕著な普遍的価値」という概念の成立経緯²

OUV が今日抱える問題を論じる前に、この句の成立経緯を瞥見しておこう。

世界遺産条約は、文化遺産保護の国際協力体制と自然遺産のそれとが 1971～72 年に合体した結果、誕生したものである。文化遺産の側から見ていこう。文化遺産保護の国際協力体制を構築する引き金となったのは、1959 年のヌビア遺跡(エジプト)水没危機である。アスワンハイダム建設に伴うこの危機に対し、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)は国際的な救済キャンペーンを展開し、遺跡を高台に移築することに成功した。以後、ユネスコはボロブドゥール(インドネシア)やモヘンジョダロ(パキスタン)等の遺跡に対しても、同様の国際救済キャンペーンを展開していった。こうして文化遺産保護の国際協力体制の必要性についての認識が高まる中、1964 年にヴェニスで開催された第2回歴史的建造物建築家・専門家会議は「記念建造物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章」(ヴェニス憲章)を採択し、これに基づいて翌 1965 年に国際記念物遺跡会議(ICOMOS)が設立された。この ICOMOS の助言を得つつ、ユネスコは 1971 年 6 月に「普遍的な価値を持つ記念工作物、建築物群、遺跡の保護に関する条約」案を起草した。

これに対し、自然遺産保護の国際協力体制構築を主導したのは、アメリカと 1948 年に設立された国際自然保護連合(IUCN)である。1971 年 10 月、IUCN は世界遺産を「人

類にとっての顕著な関心と価値を持った地域からなるもの」と定義する（第1条1）「世界遺産保全に関する条約」案を起草した。

この両案が、1972年4月にユネスコで開かれた政府専門家特別委員会において統合され、現行の世界遺産条約が同年11月16日の第17回ユネスコ総会において採択されるに至る。以上から明らかなように、OUVという句は、文化遺産保護の国際協力体制構築を主導してきたユネスコ・ICOMOSによる「普遍的な価値(universal value)」という句と自然遺産保護を主導してきたIUCN・アメリカによる「顕著な関心と価値(outstanding interest and value)」との合成である。文化遺産と自然遺産とを同一の枠組で保護することを目的とする世界遺産条約の特徴は、その核をなすこの句（の成立経緯）にも看取できる。

3 「顕著な普遍的価値」という概念の問題点³

では、この概念の何が問題なのか。一言で言えば、それは世界遺産一覧表に登録される遺産の数の増加に伴う問題である。2015年3月現在、一覧表には計1007（＝文化779＋自然197＋複合31）件の遺産が登録されている。千を超える登録遺産のすべてに「並外れている（＝顕著な、outstanding = out [外に] + stand [立つ]）」ことが誰にでも分かる（＝普遍的）ような価値がある、と説明されて、それをただちに・素直に受け入れられるだろうか。

こうした問題が生じるなどとは、この概念の成立時（すなわち世界遺産条約の誕生時）には、およそ予想されえなかつたはずである。なぜなら、ユネスコ・ICOMOS草案とIUCN・アメリカ草案との統合が模索されていた最中の1971年3月に国連人間環境会議事務局長が記した覚書には「世界遺産の概念は[中略]（危機にさらされているか否かにかかわらずおよそ百程度の遺跡に）限定されうるであろう」とあるからである。たしかに、全世界に「百程度の限定された」遺産であれば、そのすべてに「並外れていることが誰にでも分かるような価値」がある、という説明は説得力を持つであろう。実際、1978年に世界遺産一覧表への遺産の登録が始まって以降の最初の数年間で登録された遺産には、前述のヌビア遺跡（1979年登録）やモヘンジョダロ（1980年登録）をはじめとして、モン・サン・ミッシェル（フランス、1979年登録）、ローマ歴史地区（イタリア、1980年登録）等の「誰もが知っている」「象徴的(iconic)」なものが多かった。それゆえ、この時期（1970年代～80年代前半）にはOUVに問題など存在しなかつた。

しかし1980年代後半以降、世界遺産一覧表にはさまざまな遺産が登録されるようになる。その中には、評価がいまだ定まっていなかったり既登録遺産に類似しその独自の「並外れた」価値がただちには理解されがたいものも、少なくなかつた。この問題への対応として1994年に採択されたのが、「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバルストラテジー」(「グローバルストラテジー」)である。これは、①欧州地域における遺産②都市関連遺産及び信仰関連遺産③キリスト教関連遺産④先史時代及び20世紀の双方を除く歴史時代の遺産⑤優品としての建築遺産などが過剰に登録されているのに対し、生きた文化や伝統は過小評価されており、これらを体現するような遺産（具体的には文化的景観、産業遺産、20世紀の遺産）を積極的に登録していくべきことを提言するものであった。たしかにこれは、一方では文化的多様性を反映した（遺産の所在地及び種類の点においてバランスの取れた）世界遺産一覧表を実現するのに貢献した。しかし他方で、登録遺産数の増加に拍車をかけることにもなった。それは、登録遺産の相対的価値下落をもたらすのみならず、遺産の適切な保全を支援すべき世界遺産委員会の管理能力の限界を超過しかねない。世界遺産条約の本旨からして、それでは本末転倒である。

このように、OUVの問題は文化的多様性の反映と世界遺産一覧表の価値保持とのジレンマとして生じてきたのである。

4 問題点の克服に向けた世界遺産委員会の取り組みとその限界

もちろん、こうした状況を世界遺産委員会は座視してきたわけではない。21世紀に入ってから、世界遺産委員会はこの問題に関する専門家会議の招集をたびたび要請し、実際に二度の会議が開催された。「顕著な普遍的価値」の概念に関する世界遺産条約特別専門家

会議」(2005年、於カザン) および「評価基準と作業指針第4章に関する世界遺産条約専門家会議」(2007年、於パリ) である。前者のカザン会議では、OUVは「最上の最上(best of the best)」ではなく「最上の代表(representative of the best)」として理解されるべきこと、作業指針第49段を尊重すべきこと、等が確認された。さらに2008年には、ICOMOSが叢書『記念物と遺跡』第16号をこの概念の特集に充てて『OUVとは何か』と題する報告書を公にした。これは、世界遺産条約誕生以降の関係国際機関の公的文書におけるこの概念に関する語句・用法の変遷や前述の作業指針第77段の各基準の適用状況、さらには不登録遺産の不登録理由についての事例研究までもを含む、きわめて詳細な報告書である。

しかし、これらの会議や報告書における議論によってOUVをめぐる問題が解決された、あるいは少なくとも解決への糸口が見えた、などということは決してない。むしろ、問題の根深さがより浮き彫りになった、とさえ言える。ここでは、2005年のカザン会議で確認された前述の二点に絞って論じたい。

まず「最上の最上」から「最上の代表」へ」というOUV理解のパラダイムシフトから見よう。「最上の最上」とは、たとえば「王の中の王(king of the kings)」といった句からの連想であろうが、「優れたものの中でも特に優れたもの」という「厳選」性を意味する。前述のように、世界遺産の概念は当初「限定された」ものと考えられていたし、実際に最初期に登録された遺産もそうであった(なお、自然遺産のOUVは現在でも「最上の最上」として理解されている)。しかし、1980年代後半以降に登録された遺産は、そうではない。それは、優れたものであることが前提になってはいるが、そこからさらに絞り込まれたものではなく、同じ地域/種類の多くの遺産を「代表」して一覧表に登録されたものである。それにより、われわれは「あの地域にはこんな種類の遺産がある、別のあの地域には別のこんな種類の遺産がある」と、世界の文化的多様性を認識することができる。

たしかにこれは、グローバルストラテジー「以前以後」の変化を的確に表すものではある。しかし、OUVを「最上の代表」と捉え直すことによって何かが解決されるわけではない。そもそも、ここでは「何がどのように代表(represent)しているのか」という問題⁴が棚上げされてしまっている。地域的代表性(地域間のバランス)の問題に限っても、全条約締約国が同じ数の世界遺産を持つことが「代表している(バランスが取れている)」ことになるのか、13億人以上の人口と1千万km²近い領土を有する中国と500人足らず・0.44km²のバチカン市国との間でもそう言えるのか、等の問題が議論されねばならないであろう。それはちょうど、間接的(代議制、representative)民主主義における「代表者」選出手続の諸問題——「一票の格差」問題、世代間不均衡問題(高齢者の声が代表されやすく若年層の声が代表されにくい)、等——と並行関係にある。

次に作業指針第49段の尊重については、当該段の英語原文と日本語訳とを示すことから始めよう。

Outstanding Universal Value means cultural and/or natural significance which is so exceptional as to transcend national boundaries and to be of common importance for present and future generations of all humanity.

顕著な普遍的価値とは、国境を越えて全人類の現在及び将来世代に共通の重要性を有するほどに例外的な文化的及び/又は自然的意義を意味する。(筆者訳)

「意味する」という述語を主文に持つこの段は、実質的にOUVの「定義」を提供している。それゆえ、この段を尊重すべしというのは、当然のことではある。しかし、尊重されるに値する首尾一貫性を備えているだろうか。この段は、「文化的及び/又は自然的意義」という名詞句をwhich以下の関係節が修飾する構造を取っている。それゆえ、関係節内の記述に注目すればよいのだが、それは”so … as to do”構文を取っている。すなわち、「例外的である(ほどに優れている)」ことと「国境を超える」こと及び「全人類の現在及び将来世代に共通の重要性を有する」こととは因果関係にある。少なくとも構文上はそうなのだが、意味上もそうだろうか。「例外」は、あくまで「例」すなわち標準の「外」という特殊事態であって、それが「国境を越え」た「共通の」重要性を有するなどということが一

—自然に関してはともかくも文化に関して—ありうるだろうか。

ここで、一つのエピソードが想起される。第二次世界大戦前にアメリカで亡くなった某大使の追悼式で、現地の軍楽隊のブラスバンドは「かっぽれ」を演奏した。日本人からの抗議に対し、この軍楽隊の指揮者は、悲しげな音楽なので葬送にふさわしいと思った、と答えた、という⁵。日本人には「おかしい」と聞こえるこの曲が、アメリカ人には「悲しい」という正反対の感情を喚起したのである。ここから「音楽は（言語とは異なり）国境を超える」などと軽々に口にすべきではない、という教訓が導かれるわけであるが、それは、ここで取り上げている作業指針第 49 段にも妥当するのではないか。

結局、「例外的」という「顕著」を説明する要素と、「国境を超える」および「共通」という「普遍的」を説明する要素とを、因果関係で結びつけようとすることに無理があるのではないか。ある「価値」が「顕著」であることと「普遍的」であることとの関係を、改めて考える必要があるだろう（私見では、これまでの議論は「顕著」に偏ってきたように思われる）。その必要性は、「顕著な普遍的価値」という（たった三語からなる）句自体の文法的不完全性に鑑みても、指摘できる。「顕著かつ普遍的な価値」ならば、“Outstanding and Universal Value” でなければならない（さすがに「顕著あるいは(or)普遍的な価値」という解釈は成り立たないだろう）。あるいは「顕著に普遍的な価値」ならば、形容詞が形容詞を修飾することはできないのだから、一方を副詞にして“Outstandingly Universal Value” でなければならない（逆に「普遍的に顕著な価値(Universally Outstanding Value)」という解釈はありうるだろう）。そして、「顕著」と「普遍的」との関係を考えることは、OUV という句の成立経緯に鑑みれば、文化遺産と自然遺産とを同一の（条約という）枠組で保護することの意味を、自明視することなく再考することでもあるだろう。

5 現代社会を映す「顕著な普遍的価値」—おわりに—

ここまでの記述に対し、「批判ばかりして有効・生産的な代替案を何ら提示していないではないか」という（再）批判があるかもしれない。それはそうかもしれないが、以下の事実を「弁解」代わりに挙げておきたい。

世界遺産条約が「有形」の遺産のみをその保護の対象としているのに対し、口承伝統、芸能、社会的慣習、儀式、祭礼、伝統工芸技術などの「無形文化遺産」を保護するものとして、2003 年に同じユネスコで採択された「無形文化遺産の保護に関する条約」（「無形文化遺産条約」）があるが、これはそもそも OUV という概念を採用していない。世界遺産条約同様、一覧表の作成・更新・公表を事業の柱としているが、これへの登録の可否を決するのは、当該遺産を登録することが「無形文化遺産の一層の認知及びその重要性についての意識の向上を確保する」か否か、「文化の多様性を尊重する対話を奨励する」か否か、であって（第 16 条）、OUV の有無ではない。そもそもこの一覧表の正式名称は、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」と、わざわざ「代表的」の語が入ったものとなっている。明らかに、OUV という概念に「翻弄」された世界遺産条約の反省に基づき、これを潔く放棄することから始めているのである（もちろん、この条約はこの条約なりの問題を抱えているが）。

世界遺産条約は、そうはいかない。すなわち、今さら OUV を放棄することなどできず、今後も議論を重ねて付き合っていくほかはない。しかしそれは、必ずしも悲観すべきことではない。「普遍性か多様性か」という問題（「普遍的(universal)」は語源的には「一(unus)」「に向かって(versus)」を意味し、多様性とは原理的には相容れない）は、現代社会全体が抱える問題でもあるからである。グローバルストラテジーの採択と相前後して、「世界は普遍性に向かっている」という見方と「多様性に向かっている」という見方が、それぞれ提起された。フランシス・フクヤマの『歴史の終わり』（1992 年）と、その師サミュエル・ハンチントンの『文明の衝突』（1996）である⁶。2001 年以降、ハンチントンの書は同時多発テロ事件を一種「予言」したものとして、一躍脚光を浴びた（そして本稿を執筆している 2015 年現在は、ISIL との関係で再び注目を集めている）。その意味では「世界は多様性に向かっている」という見方が、今日では優勢かもしれない。しかしイスラム原理主義の、たとえば女性の（特に教育を受ける）権利を否定するような価値観を「それはそれ

で多様な価値観のうちの一つである」と認めることは、少なくとも本稿の読者諸賢にはできないであろう。われわれは、譲れない基本的な価値観——フクシマはこれを民主主義と自由経済とし、それが全世界にあまねく浸透して政治体制の興亡のものはや存在しない事態を「歴史の終わり」と呼んだ——を共有している。少なくとも、そう信じている。その前提に立った上で、文化の多様性を維持することが求められている。あくまで OUV に即して世界遺産を登録・管理・保全していくことは、その実践の一つなのである。

¹ 本稿では、2014年版を参照している。

² 本節の記述は吉田正人『世界自然遺産と生物多様性保全』地人書館、2012年、26-34頁に負う。

³ 本節の記述は稲葉信子「『顕著な普遍的価値』をめぐる議論について」『月刊文化財』第529号、2007年、24-27頁および Sophia Labadi, UNESCO, *Cultural Heritage, and Outstanding Universal Value: Value-based Analyses of the World Heritage and Intangible Cultural Heritage Conventions*, Lanham/New York/Tronto/Plymouth: AltaMira, 2013, chs. 1-2 に負う。

⁴ 「代表」概念に関しては膨大な文献があるが、さしあたり早川誠『代表制という思想』風行社、2014年を参照。

⁵ 柴田南雄『楽のない話』全音楽譜出版社、1976年、175頁。

⁶ 邦訳はそれぞれ、渡部昇一訳、三笠書房、2005年、および、鈴木主税訳、集英社、1998年。ただしこの問題は、現代社会全体が抱える問題ではあるが現代社会に特有の新しい問題ではなく、西洋の歴史哲学においてすでに数世紀も議論されてきた古い問題であり、その範型を18世紀末のカントとヘルダーの対立——「普遍的に法を司る市民社会」という人類共通の目標へと発展するものとして歴史を叙述するカントに対して各々の時代と民族にはそれぞれ固有の価値があるとする歴史相対主義を標榜するヘルダー——に見出すことができる。拙稿「『カリゴネー』におけるヘルダーのカント批判の意味するもの—カント趣味論研究への一視点—」『京都美学美術史学』第4号、2005年、166-168頁を参照。